

## 狭あい道路に関する協議申請について

建築住宅課は、建築後退等による狭あい道路拡幅整備助成要綱第7条に規定する「狭あい道路に関する協議申請書」の受付を行っています。

### 【申請に際しての注意事項】

- (1) 事前調整  
神奈川県平塚土木事務所建築指導課及び伊勢原市土木部土木総務課と道路中心の位置、後退方法等について、事前に調整してください。
- (2) 添付図書  
案内図、公図写し、全部事項証明書又は写し、地積測量図、配置図
- (3) 問合せ先  
土木部土木総務課（電話 0463-94-4798）

### 【狭あい道路に関する協議申請等の流れ】

